

ちょうどいい、みつけた。



はつかいちし

令和7年4月1日採用

令和6年度廿日市市職員採用試験受験案内

歴史学事務（研究・調査等）

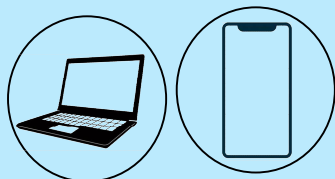
【申込期間】

令和6年11月8日（金）17時00分

～

令和6年11月15日（金）12時00分

申込
方法



パソコン、スマートフォンから申込み！

採用試験受験申込みはこちらから



※ 受験申込みは、インターネットによる申込みのみとし、上記QRコードからのアクセスのほか、廿日市市ホームページの「エントリー」ボタンからも申込可能です。

1 試験区分・採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	職 務 概 要
歴史学事務 (研究・調査等)	1人程度	教育委員会での各種行政・歴史資料の調査・研究、資料収集・整理事務及び市長事務部局等で一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の（１）から（７）までの全ての要件に該当する人が受験できます。

- （１）昭和５４年４月２日以降に生まれた人（令和７年４月１日現在で４５歳以下の人）
- （２）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において、日本史学の過程を修了した人
- （３）博物館法（昭和２６年法律第２８５号）に規定する学芸員の資格を有する人
- （４）国、地方公共団体、公益法人、大学、その他の調査研究機関において、調査・研究、資料収集・整理事務の経験を１０年以上有する人
- （５）博士の学位を有する人（日本史領域に関わる博士の学位であること）
- （６）次のアからウまでのいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）による特別永住者
- （７）次のいずれにも該当しない人
 - ア 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条に定められている次のアからウまでのいずれにも該当しない人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - イ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	会 場（予 定）	合格発表
第 1 次試験	1 1 月 2 4 日（日）	「廿日市市役所」 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号	1 1 月 2 9 日（金）
	午前 8 時 4 0 分開始		
第 2 次試験	第 1 次試験合格通知の際に詳細をお知らせします。（1 2 月 8 日に実施予定）		

※ 申込者数によっては、会場が変更（廿日市市内）となる場合があります。会場、開始時間は受験票で必ず確認をしてください。

※ 第１次試験の入室開始時刻は、午前８時３０分からです。午前９時１０分以降の入室はできません。

※ 試験会場への駐車はできません。また、会場付近への路上駐車、近隣商業施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は、受験を認めません。なお、送迎についても、近隣への迷惑となるため、ご遠慮ください。

※ 第１次試験の合格発表は、合格者の受験番号を午後２時から市役所掲示場に掲示するほか、午後２時以降に市ホームページに掲載するとともに、合格者には採用管理システムにより通知します（電話での合否の問い合わせは受け付けません。）。

4 試験科目

区分	科目	形式	時間	試験内容
第1次試験	職場適応性検査	WEB	35分	職場における適応性についての検査
	専門試験	筆記	90分	歴史編さん事務または歴史学事務（研究・調査等）に必要な専門知識等についての小論文
	作文試験	筆記	40分	文章による自己PRなどの記述
	面接	面接	30分	協調性、積極性及び識見等についての面接
第2次試験	面接	面接	30分	協調性、積極性及び識見等についての面接

※ 試験科目の順番、時間割は当日発表します。

※ 職場適応性検査の受検については、申込者全員にメールで通知します。

※ 第2次試験の受験時に、所定の身体検査書の提出を求めます。身体検査書の用紙は第1次試験合格者に送付します。

5 申込方法

受験の申込みは、廿日市市ホームページ又は1ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。また、本登録の際に、実務経歴書を提出してください。

※ 実務経歴書の様式は廿日市市ホームページからダウンロードしてください。

※ 申込みにあたっては、廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。

※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できません。

6 合格から採用まで

(1) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和7年4月1日に行います。

(2) 給料、手当など

ア 初任給（令和6年4月1日現在）は、原則として次のとおりです。

大学新卒者（約208,000円） 短大新卒者（約192,000円） 高校新卒者（約181,000円）

※ 地域手当を含みます。

※ 新卒者でない人は、学校卒業後の職歴等経験年数によって、この額に加算されることがあります。

※ 給料額の改定等により初任給は変更となる場合があります。

イ 上記以外に諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(3) エントリーシートの記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。

7 試験成績の照会

最終合格者を除き、希望者に対しては不合格時点での総合順位をお知らせします。

希望者は、第1次試験時に配付する「成績照会書」により請求してください。

ただし、それぞれの試験の合格発表日以前又は成績照会受付期間終了後の請求はできません。

8 その他

- (1) エントリーシート等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用します。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、採用管理システムにてお知らせします。
- (3) 申込内容等について、携帯電話等の連絡先に問い合わせる場合があります。人事課（０８２９－３０－９１０４）からの着信やメールには応答してください。

参考 日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、廿日市市では、外国籍の職員は、次のような業務に就くことができません。

- (1) 公権力の行使にあたる業務
 - ・市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
 - ・市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
 - ・市民に対して強制力をもって執行する業務

（例）市民税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定など
- (2) 公の意思の形成に参画する職

原則として、専決権を有する課長級以上の職

廿日市市職員採用試験については、廿日市市ホームページの職員採用試験のページでもお知らせしています。

問合せ（土日祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで）

廿日市市 総務部人事課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

（廿日市市役所 2 階）

電話（０８２９）３０－９１０４（ダイヤルイン）

廿日市市
ホームページ

